

質保証システムの見直しの方向性

第8回中央教育審議会大学分科会質保証システム部会
(令和3年6月15日)資料6を基に一部修正して作成

参考資料2

(第11回中央教育審議会大学分科会質保証システム部会
(令和3年9月17日)資料1-2から抜粋)

グランドデザイン答申(平成30年11月)
教育の質保証システムの確立

質保証システム部会における今後の議論の進め方について
(令和2年9月28日 質保証システム部会長 吉岡 知哉)

- 学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深める
- 「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい

大方針

- ①学修者本位の大学教育を実現する観点から、質保証システム全体を見直し。
- ②質保証を通じて、自己改善に努めつつ、社会に対して必要な説明責任を果たし、それによって社会からも必要な支援を受けることで大学の教育研究機能を充実していく「社会に開かれた質保証」を実現。

見直しのための視座と
方向性

①客観性の確保

「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性があることが必要。また質保証システムの中で各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その仕組み自体が客観的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。

例) 設置基準を今の時代に合ったより客観性あるわかりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る。

②透明性の向上

学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、客観的な情報が適切に公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要。また大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。

例) 不適合や指摘事項の根拠の明示等により、設置審査の透明性を向上。情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上。

③先導性・先進性の確保(柔軟性)

社会との往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。

例) 時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成しやすくするよう、設置基準の見直しや設置審査における審査体制を柔軟化。

④厳格性の担保

社会の変化に対応していくためには、柔軟性を発揮して先進的な取組を講じることと併せ、学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、厳格性が担保されていることも求められる。

例) 情報公表・評価結果に基づく対応の厳格化。